

大津市緊急工事等事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等緊急時における工事、修繕及び測量・設計等の工事に関する業務委託（以下「工事等」という。）に係る契約に関し、事務の透明性及び迅速な執行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約事務)

第2条 この要領の対象となる契約事務は、次の各号に定める工事等に係るものとする。

- (1) 堤防崩壊、道路陥没等に伴う緊急復旧工事
- (2) 災害に伴う緊急復旧工事
- (3) 交通事故等により破損、故障した交通安全施設の緊急復旧工事
- (4) 放置することにより人体に被害をもたらす恐れがある場合の施設、設備等の復旧工事
- (5) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- (6) 災害等の未然防止のための応急工事
- (7) 災害復旧事業の災害査定を受けるため等、緊急に実施する必要がある測量、設計
- (8) その他緊急に実施することが必要であると認められる工事等

2 前項第8号に掲げる工事等を実施しようとする主管課は、次条に定める発注手続の前に総務部契約検査課と協議しなければならない。

(発注手続)

第3条 主管課は、緊急施行の必要が生じたときは、速やかに現場を確認の上、起案するものとする。

2 前項の緊急施行に係る起案の様式は、緊急施行伺書（小額の場合にあっては様式第1号、小額以外の場合にあっては様式第2号）とする。

3 主管課は、決裁後速やかに、施行業者に緊急工事等発注書（小額の場合にあっては様式第1号切り取り線以下、小額以外の場合にあっては様式第3号）を交付するとともに、工事等に着手させるものとする。

(事後の処理)

第4条 勤務時間外に緊急施行の必要が生じ、前条の手続を経る暇がないときは、担当者は所属長の指示を仰ぎ、施行業者に緊急施行を指示した後、遅滞なく所定の手続をとるものとする。

(施行業者の選定)

第5条 緊急施行に係る施行業者は原則として、大津市契約規則（昭和40年規則第35号）第15条の規定により提出した入札参加申請について市長の承認を受けた業者であって、次のいずれか該当するもののうちから施行内容に適合した希望業種で登録している1者を選定するものとする。

- (1) 現場近くに事務所を有する者
- (2) 現場の近くで他の工事を施工中の者
- (3) 緊急施行に対応できる技術的能力と必要な設備を有している者

2 前項第1号に該当する者を選定しようとするときは、現場の状況により、過去の実績、技術者数、必要な資材状況等を考慮して選定するものとする。この場合において、業者選定に優先順位は付けず、最初に連絡が取れた業者へ依頼するものとする。

(発注後の事務手続)

第6条 主管課は、小額の場合にあつては、緊急施行の着手後速やかに施行業者から見積書を徴取し、緊急施行伺書（小額）を添えて施行伺兼支出負担行為書を作成し、総務部契約検査課に契約手続を依頼するものとする。

2 主管課は、小額以外の場合にあつては、緊急施行に係る設計書を作成の上、緊急工事（委託業務）施行伺書を添えて施行伺書を作成し、総務部契約検査課に契約手続を依頼するものとする。

(契約締結以後の事務手続)

第7条 契約締結以降の事務手続は、大津市契約規則、大津市工事検査要綱（昭和48年6月1日制定）、大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドラインの規定に基づき行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 緊急小額工事事務取扱要領（平成15年6月4日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

(様式第1号)

緊急施行伺書 (小額)

*起案者は氏名を自署する。各決裁者は氏名を自署する。(自署しない場合は押印で可とする。)

施行課 発議年月日	年 月 日			緊急小額 工事番号	※記載不要	[起案者] 所属：_____部 _____課 氏名*：_____電話				
主 管 課	課長*	課長補佐*	係長*	係*		契 約 検 査 課	課長*	課長補佐*	係長*	係*
	次の理由により緊急小額工事として施行してよろしいか。									課 契 約 検 査 印
工事名										財 政 課 報 告 欄 <input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告
工事場所	大津市									
工事理由 (具体的に)										
.....										
工事内容										
.....										
業者選定理由及び経過										
.....										
概算設計額	円				予算未執行額	円				
施 工 業 者 の 所 在 地 及 び 名 称	所在地					名称				
	着工日	年 月 日			工期	日間				

※委託の場合は「工事」を「委託業務」とする。
 ※工事理由は、どのような支障があるのか具体的に緊急性を示し、工事内容はこれに対応した内容を記入する。
 ※経過については、依頼が複数社にわたった場合、記入する。
 ※概算設計額が120万円以上の場合は「財政課報告欄」に状況を記入する。

..... ｷｯﾄﾘ

緊急工事等発注書 (小額)

年 月 日

_____ 様

発注所属
 大津市 _____部 _____課
 _____課長*
 電話番号 _____
 担当者氏名 _____

次のとおり、緊急小額工事の施工を依頼します。工事の施工にあたっては、大津市契約規則、大津市財務規則その他関係法令を遵守し施工してください。

なお、契約手続は後日行うため、工事着工後、速やかに見積書を発注所属まで提出してください。

工事名			緊急小額 工事番号	※記載不要
工事場所	大津市			
工事内容				

※委託の場合は「工事」を「委託業務」とする。

(様式第2号)

緊急工事（委託業務）施行伺書

*起案者は氏名を自署する。各決裁者は氏名を自署する。（自署しない場合は押印で可とする。発注書も同じ。）

施行課 発議年月日	年 月 日		緊急 施行 番号	※記載不要		部 課 係	
市長*	副市長*					氏名*	電話
							財政課報告 <input type="checkbox"/> 報告済 <input type="checkbox"/> 未報告 ※原課記入
課	部長*	次長*	課長*	課長補佐*	係長*	係*	依頼 課合 議*
契約 検査 課	部長*	次長*	課長*	課長補佐*	係長*	係*	
次の理由により緊急工事（委託業務）として施行してよろしいか。							
工事（委託業務）名							
工事（委託業務）場所		大津市					
工事（委託業務）理由							
工事（委託業務）内容							
業者選定理由及び経過							
会計名		年度	概算 設計額		円	予算 未執行額	円
支出科目							
契約検査課受付日		年 月 日		施行業者			
着工日 (着手日)		年 月 日		工期 (委託業務期間)		日間	

※工事理由は、どのような支障があるのか具体的に緊急性を示し、工事内容はこれに対応した内容を記入する。
※経過については、依頼が複数社にわたった場合、記入する。

(様式第3号)

緊急工事等発注書

年 月 日

_____ 様

大津市長

発注所属

大津市 _____ 部 _____ 課

課長*

電話番号

担当者氏名

次のとおり、緊急工事（委託業務）の施工を依頼します。工事（委託業務）の施工にあたっては、大津市契約規則、大津市財務規則その他関係法令を遵守し施工してください。

なお、契約については工事（委託業務）内容が確定し、見積照合による見積書の提出後に行います。

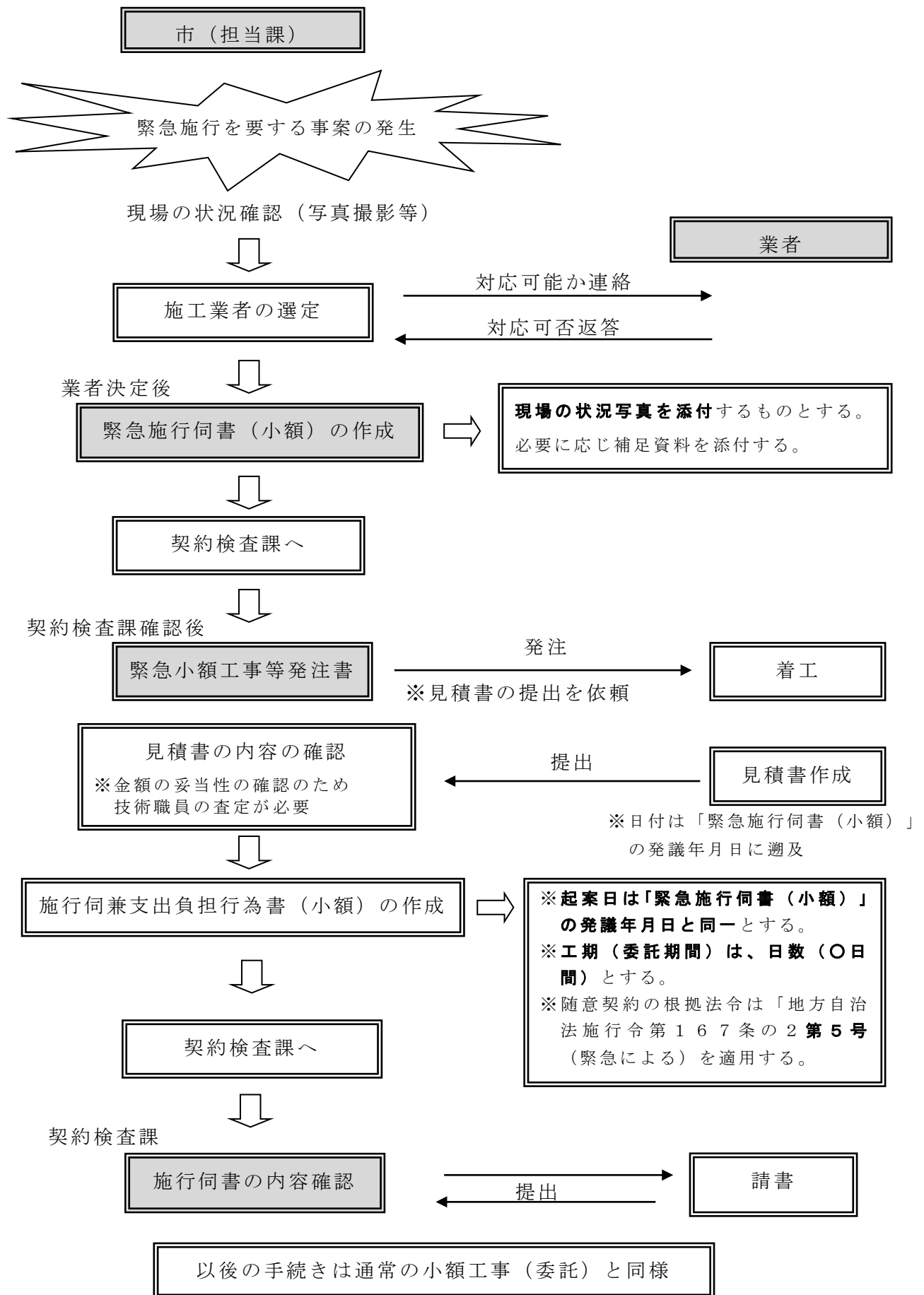
工事名 (委託業務名)		緊急施行番号	※記載不要
工事場所 (委託場所)	大津市		
工事内容 (委託内容)			
工期	年 月 日 から		まで

※委託の場合は「工事」を「委託業務」とする。

※契約条件等について

- ・支払条件 完成時払
- ・契約保証金 免除
- ・現場代理人 本件に専任で配置をお願いします。
- ・主任技術者等 法令に即して配置が必要です。契約金額が確定するのが後日になるため、ご注意ください。
- ・コリンズ 契約締結後に登録をお願いします。
- ・保険等 通常通り加入をお願いします。
- ・その他 完工検査は通常の工事と同様の検査を行いますので、書類の作成、備え付けをお願いいたします。

緊急施行伺（小額）の事務処理フロー



緊急施行伺（小額以外）の事務処理フロー

